

加治木労働基準監督署発表
令和 8 年 3 月 19 日（木）

報道関係者 各位

令和 8 年 3 月 19 日
【照会先】
加治木労働基準監督署
署 長 山口 大輔
○監督課長 川原 拓也
（電 話） 0995（63）2035

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～ 走行集材機械に関する特別教育を行わなかった疑い～

加治木労働基準監督署（署長 山口 大輔）は、本日、株式会社園田林業及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 7 年 2 月 20 日、霧島市横川町の木材伐出現場において、労働者に走行集材機械の運転の業務を行わせるにあたり、走行集材機械に関する安全のための特別の教育を行わなかった疑い。

1 被疑者

株式会社園田林業
所在地：宮崎県都城市立野町
事業内容：木材伐出業
代表取締役 A

2 違反条文

被疑者株式会社園田林業及び被疑者代表取締役 A とともに、労働安全衛生法違反
同法第 59 条第 3 項（安全衛生教育）
労働安全衛生規則第 36 条第 6 号の 3（特別教育を必要とする業務）
同法第 119 条第 1 号（罰則）
同法第 122 条（両罰規定）

3 災害の概要

令和 7 年 10 月 21 日、霧島市横川町の木材伐出現場において、集材車に積載した原木を運搬するため、労働者 B が集材車を運転し、荷台を下ろす操作を行ったところ

ろ、集材車の荷台付近に座っていた労働者 C に荷台が接触し、荷台と車体の間に挟まれ、重傷を負う災害が発生したものです。

なお、集材車とは、走行集材機械の一種で、原木等を荷台に積載し、車両の走行により運搬する機械です。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、走行集材機械の運転の業務を行わせるときは、当該業務に関する安全のための特別教育を行うことが規定されていますが、災害発生時、このような特別教育を行っていない労働者に、走行集材機械の運転の業務を行わせていた疑いがあるものです。

5 参考事項

令和 7 年に加治木労働基準監督署管内において、走行集材機械の運転中に、停車していた伐木用機械との間に左手を挟まれ、前腕を切断する労働災害も発生しています。

このように、走行集材機械に関連した労働災害は重篤な災害につながりやすいことから、加治木労働基準監督署においては、作業方法の適正化や有資格者による作業の徹底を図るべく、立ち入り調査を行ってまいります。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

第五十九条

（第 1 号～第 2 号略）

三 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 （前略）第五十九条第三項（中略）の規定に違反した者
（第 2 号～第 4 号 略）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

一～六の二（略）

六の三 走行集材機械(車両の走行により集材を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。)の運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

七～四十一(略)